

多久市土地区画整理事業特別会計条例及び多久都市計画事業多久駅周辺土地
区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 7 号

多久市土地区画整理事業特別会計条例及び多久都市計画事業多久
駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 多久市土地区画整理事業特別会計条例（平成 7 年多久市条例第 4 号）
- (2) 多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（平
成 6 年多久市条例第 5 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の多久市土地区画整理事業特別会計条例による多久
市土地区画整理事業特別会計（以下「廃止会計」という。）に係る令和 6 年
度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する財産、債権債務及び歳計余剰金は、令和 7 年度以後の多
久市一般会計が引き継ぐものとする。

（多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

- 4 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 3 3 年多久市条例第
1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土地区画整理審議会委員の項及び土地区画整理事業評価員の項を削る。